

愛媛県立今治病院整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 愛媛県立今治病院の建替えをデザインビルド手法で推進するにあたり、事業者の選定方法等の検討及び事業者選定の公正並びに同業務の適正な執行を期するため、愛媛県立今治病院整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 入札公告資料等の検討
- (2) 事業者の募集、選定に係る検討
- (3) 事業者の審査手続きの妥当性の検討
- (4) 落札候補者の選定
- (5) その他、病院整備に必要な項目の検討

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、別表に掲げる者を公営企業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱し、又はもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長は、委員が互選し、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に出席を求め、意見等を聴くことができる。
- 4 委員会への出席はオンラインによって行うことができる。
- 5 委員長は、緊急の必要があり委員会を招集する猶予のない場合、その他やむを得ないときは、書面を委員に送付して意見を聴くことをもって会議の開催に代えることができる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の結果を管理者に報告するものとする。

(解散)

第7条 委員会は、その任務を達成したときに解散する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、公営企業管理局県立病院課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月22日から施行する。